

令和4年度財政援助団体等監査の結果に対する措置状況の公表について

令和4年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があり、地方自治法第199条第14項及び恵庭市監査基準第21条の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員 北 林



恵庭市監査委員 柏 野 大 介



区分	所管課等	監査の結果	措置状況
令和4年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	対象施設 憩の家（6施設） 指定管理者 特定非営利活動法人ワークスコープ	<p>《指摘事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務に係る会計については、他の会計と区分して経理されているが、基本協定書に基づき指定管理者の銀行口座について、団体自体の口座とは別の固有口座で管理されたい。（指定管理者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務に係る会計は2023年4月から固有の口座を開設し管理する。</li> </ul>
	所管課 保健福祉部介護福祉課	<p>《指導事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市と指定管理者の打合せについては必要に応じ行っているが、記録が残されていないことから、会議録の作成と併せて定期的な開催について対応されたい。（市、指定管理者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>打合せは随時記録するとともに、会合を定期的に行う。</li> </ul>
	対象施設 福住憩の家 指定管理者 特定非営利活動法人恵庭手をつなぐ育成会 所管課 保健福祉部介護福祉課	<p>《指導事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市と指定管理者の打合せについては必要に応じ行っているが、記録が残されていないことから、会議録の作成と併せて定期的な開催について対応されたい。（市、指定管理者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>打合せは随時記録するとともに、会合を定期的に行う。</li> </ul>

区分	所管課等	監査の結果	措置状況
	対象施設 恵み野子どもの集う場所 指定管理者 学校法人滋慶学園	《指摘事項》 ・指定管理業務に係る会計については、他の会計と区分して経理されているが、基本協定書に基づき指定管理者の銀行口座について、団体自体の口座とは別の固有口座で管理されたい。(指定管理者)	・7月20日付で法人と別の固有口座通帳を作成し、現在も指定管理業務に関する会計は固有口座で管理を続けている。
	所管課 子ども未来部 子ども家庭課	《指導事項》 ・相談室の排煙窓が故障していることから、安全な管理運営を図るため、速やかに施設所有者と調整し改善を図られたい。(指定管理者)	・7月末までに相談室の排煙窓の修理を完了し、他の職員室、子育て支援室、玄関などにある排煙窓も確認し、問題のない状態となっている。
	対象施設 ルルマップ自然公園ふれらんど 指定管理者 西島松北交流公園管理組合	《指摘事項》 ・指定管理業務に係る会計については、他の会計と区分して経理されているが、一部の団体は固有口座を設けていないことから、基本協定書に基づき団体自体の口座とは別の口座で管理されたい。(指定管理者)	・口座の開設に向けて取り組むが、各構成団体においては課題もあることから、一定程度の時間が必要。組合内部で継続協議する。
	所管課 経済部花と緑・観光課	《指導事項》 ・パークゴルフ場は市の施設であることから、利用料の市内と市外の徴収は適正に行うこととされたい。あわせて利用料の管理についての書類は明確になるよう整理されたい。(指定管理者)	・利用者の市内と市外については受付時の確認のほかに、ハウス内において居住地確認の協力ポスターを掲示するなど、利用料の適正な徴収に取り組む。また、利用料(市内、市外の区分)の管理について整理する。